



# 茨城県報

第 9 8 2 号

平成10年8月10日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

- 救急告示病院の認定(医療整備課)..... 1
- 大規模小売店舗の廃止に関する告示(商業流通課)..... 2
- 茨城県青年農業者等育成センターの指定(農業技術課)..... 2
- 保安林の指定の解除の予定(林業課)..... 2
- 土地改良事業の工事の完了(農地管理課)..... 2
- 土地収用法による事業の認定(用地課)..... 2
- 道路の区域の変更(3件)(道路維持課)..... 3
- 道路の供用の開始( " )..... 4
- 都市計画の変更(都市計画課)..... 4
- 土地改良区役員の就退任(3件)(土地改良事務所)..... 5
- 土地改良区役員の就任(2件)( " )..... 8
- 土地改良区役員の退任(2件)( " )..... 8
- 土地改良事業の認可(2件)( " )..... 9

公 告

- 県営土地改良事業計画(農地管理課)..... 9
- 開発行為の工事完了(2件)(建築指導課)..... 9

## 告 示

### 茨城県告示第918号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の救急病院である。

なお、当該病院に係る同項の認定が効力を有する期限は、平成13年8月9日である。

平成10年8月10日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
医療法人昴仁会 ハタミ病院	鹿島郡鉾田町大字鉾田1305-3

## 茨城県告示第919号

## 大規模小売店舗の廃止に関する公示

次の事項に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の公示は、その効力を失ったので、同法第3条第5項の規定により、公示する。

平成10年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 ビバミナミ
- 2 建物の名称及び所在地 ビバミナミ勝田店  
茨城県ひたちなか市東大島2丁目11番11号

## 茨城県告示第920号

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第5条第1項の規定に基づき、平成10年 8 月3日付けで次の者を茨城県青年農業者等育成センターとして指定したので、同条第2項の規定より公示する。

平成10年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 名 称 財団法人茨城県農業担い手育成基金
- 2 住所及び事務所の所在地 茨城県水戸市上国井町3118番地の21

## 茨城県告示第921号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成10年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除を予定している保安林の所在場所  
鹿島郡波崎町字豊ヶ浜9604番2
- 2 指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

## 茨城県告示第922号

昭和56年10月28日で計画を確定した県営中野谷地区土地改良事業については、平成10年 3 月31日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成10年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第923号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成10年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 起業者の名称 水戸市
- 2 事業の種類 (仮称) 水戸市下大野公民館建設事業
- 3 起 業 地
  - (1) 収用の部分  
茨城県水戸市下大野町字長堀地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
水戸市役所

茨城県告示第924号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成10年 8 月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。  
平成10年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 十王里美線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
多賀郡十王町友部字甘ヶ久保 2123番1地先から	旧	メートル —	メートル —	
多賀郡十王町友部字道保内 1844番1地先まで	新	最大 56.8 最小 17.0	1,526	現道延伸

茨城県告示第925号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成10年 8 月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。  
平成10年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 野田牛久線

## 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北相馬郡守谷町大字守谷字 大日甲1930番 1 地先から	旧	メートル 最大 31.7 最小 9.5	メートル 427	
		新	最大 44.0 最小 16.0	427

## 茨城県告示第926号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成10年 8 月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水戸茂木線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
西茨城郡七会村大字塩子字 桧山沢3993番地先から	旧	メートル 最大 39.0 最小 7.5	メートル 894	
		新	最大 43.0 最小 14.5	894

## 茨城県告示第927号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、平成10年 8 月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 稲田友部線
- 2 供用開始の区間 笠間市大字本戸4284番 1 地先から  
笠間市大字本戸4298番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成10年 8 月10日

## 茨城県告示第928号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、大子都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成10年8月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画を変更する土地の区域

3・4・3 瀬戸田・菅ノ沢線

追加する部分

太子町大字大字字瀬戸田の一部

削除する部分

太子町大字大字字瀬戸田の一部

2 都市計画の縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第929号

西茨城郡友部町中央三丁目2番1号に事務所を置く北川根土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成10年8月10日

茨城県水戸土地改良事務所長 中 島 正 隆

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
西茨城郡友部町大字住吉906番地	理 事	小 西 義 一	
“ 大字湯崎874番地	“	柴 田 幸 雄	
“ 大字長兎路538番地	“	打 越 利 治	
“ 大字矢野下452番地	“	酒 井 清	
“ 大字湯崎675番地	“	鈴 木 猛	
“ 大字住吉999番地	“	上 野 美 史	
“ 大字長兎路283番地	“	上 野 邦 英	
“ 大字仁古田630番地	“	白 田 順 英	
“ 大字仁古田661番地	“	矢 萩 勝 三	
“ 大字柏井402番地の2	“	宮 本 光 一	
“ 大字柏井571番地の9	“	萩 沼 仁	
“ 大字南川又622番地	“	西連寺 長 男	
“ 大字湯崎725番地	監 事	赤 津 栄之丞	
“ 大字長兎路685番地	“	鈴 木 良 平	
“ 大字仁古田918番地	“	白 田 博	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
西茨城郡友部町大字住吉906番地	理 事	小 西 義 一	
“ 大字湯崎874番地	“	柴 田 幸 雄	
“ 大字長兎路538番地	“	打 越 利 治	

住 所	職 名	氏 名	摘 要
西茨城郡友部町大字矢野下384番地	理 事	川 井 定	
“ 大字湯崎711番地	“	赤 津 榮 治	
“ 大字住吉1002番地	“	上 野 登	
“ 大字長兎路283番地	“	上 野 邦 英	
“ 大字仁古田661番地	“	矢 萩 勝 三	
“ 大字仁古田623番地	“	箱 田 信 夫	
“ 大字柏井393番地	“	宮 本 健	
“ 大字柏井388番地	“	荻 沼 節 美	
“ 大字南川又625番地	“	伊 東 祐 一	
“ 大字長兎路685番地	監 事	鈴 木 良 平	
“ 大字住吉997番地	“	上 野 忠 喜	
“ 大字仁古田778番地	“	替 谷 文 孝	

## 茨城県告示第930号

西茨城郡岩瀬町大字岩瀬64番地の2に事務所を置く岩瀬東部土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成10年8月10日

茨城県水戸土地改良事務所長 中 島 正 隆

## 1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
西茨城郡岩瀬町大字木植303番地	理 事	佐 谷 勝	

## 2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
西茨城郡岩瀬町大字木植62番地の1	理 事	宮 崎 征 夫	

## 茨城県告示第931号

猿島郡猿島町大字沓掛3606番地に事務所を置く茨城南総土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第17項の規定により公示する。

平成10年8月10日

茨城県境土地改良事務所長 石 井 哲 雄

## 1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡猿島町大字内野山1189番地の1	理 事	張 替 清一郎	理事長
岩井市大字幸田新田4261番地の2	“	大 澤 虎 夫	
結城郡石下町大字鴻野山新田142番地	“	浦 和 明	

住 所	職 名	氏 名	摘 要
結城郡八千代町大字平塚1772番地	理 事	宮 本 邦 朋	
水海道市大生郷町3302番地	〃	古 谷 正 之	
岩井市大字大口新田76番地	〃	須賀田 一 洋	
水海道市五郎兵衛新田町529番地	〃	寺 田 爲次郎	
猿島郡三和町大字恩名1211番地	〃	増 田 正 吾	
〃 〃 大字東山田4961番地	〃	鈴 木 孝 明	
〃 猿島町大字生子新田291番地	〃	中 村 子 朗	
〃 〃 大字逆井1682番地の 6	〃	野 口 三 吉	
結城郡八千代町大字芦ヶ谷1793番地	〃	大久保 義 雄	
〃 石下町大字孫兵エ新田274番地	〃	宮 崎 金 次	
猿島郡猿島町大字沓掛2713番地	〃	田 川 栄 一	
岩井市大字大馬新田291番地の 2	〃	林 恒 雄	
結城郡石下町大字左平太新田303番地	監 事	吉 田 信 雄	総括監事
猿島郡猿島町大字沓掛2410番地	〃	木 村 勝 一	
〃 三和町恩名905番地の 1	〃	塚 原 耕 蔵	
岩井市大字勘助新田32番地の 1	〃	藤 野 一	

## 2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡猿島町大字内野山1189番地の 1	理 事	張 替 清一郎	理 事 長
結城郡八千代町大字平塚1772番地	〃	宮 本 邦 朋	
岩井市大字勘助新田32番地の 1	〃	藤 野 一	
水海道市大生郷町3302番地	〃	古 谷 正 之	
猿島郡猿島町大字逆井1560番地	〃	八 代 信 一	
結城郡石下町大字鴻野山新田142番地	〃	浦 和 明	
水海道市五郎兵衛新田町529番地	〃	寺 田 爲次郎	
猿島郡三和町大字長左エ門新田77番地の 1	〃	淺 井 清	
岩井市大字大馬新田291番地の 2	〃	林 恒 雄	
猿島郡三和町大字恩名1211番地	〃	増 田 正 吾	
岩井市大字幸田新田4261番地の 2	〃	大 澤 虎 夫	
猿島郡猿島町大字沓掛6760番地	〃	林 達 男	
〃 〃 大字左平太新田622番地	〃	中 村 順 一	
結城郡八千代町芦ヶ谷新田292番地の 2	〃	須 澤 好 一	
〃 石下町大字左平太新田303番地	〃	吉 田 信 雄	
〃 〃 大字栗山新田117番地	監 事	田 口 林	総括監事
岩井市大字大口新田76番地	〃	須賀田 一 洋	
猿島郡三和町大字東山田396番地	〃	大 木 康 造	
〃 猿島町大字生子新田177番地の 1	〃	中 村 進 一	

## 茨城県告示第932号

西茨城郡岩瀬町大字岩瀬64番地の2に事務所を置く小ノ池下土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成10年8月10日

茨城県水戸土地改良事務所長 中 島 正 隆

就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
西茨城郡岩瀬町大字大月491番地	監 事	青 木 一 郎	

## 茨城県告示第933号

東茨城郡常北町大字石塚2065番地の7に事務所を置く荒田土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成10年8月10日

茨城県水戸土地改良事務所長 中 島 正 隆

就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡常北町大字上入野595番地の1	理 事	高 橋 茂 郎	

## 茨城県告示第934号

西茨城郡友部町中央三丁目2番1号に事務所を置く友部町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成10年8月10日

茨城県水戸土地改良事務所長 中 島 正 隆

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
西茨城郡友部町大字中市原1318番地	理 事	鈴 木 操	

## 茨城県告示第935号

東茨城郡常北町大字石塚2065番地の7に事務所を置く増井土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成10年8月10日

茨城県水戸土地改良事務所長 中 島 正 隆

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡常北町大字増井1228番地の4	理 事	松 崎 一 三	



## 茨城県告示第936号

平成10年 3 月30日付けで江戸崎入土地改良区から申請のあった江戸崎入地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により平成10年 7 月13日認可した。

平成10年 8 月10日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 田 村 勝 治

## 茨城県告示第937号

平成10年 3 月30日付けで金江津長竿土地改良区から申請のあった金江津田川地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により平成10年 7 月21日認可した。

平成10年 8 月10日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 田 村 勝 治

---

**公 告**

---

## ●県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第37条第 1 項の規定に基づき、県営鳥栖地区土地改良事業につき計画を定め  
たので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成10年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 縦覧に供する書類

県営鳥栖地区土地改良事業（農業用道路整備）計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成10年 8 月11日から

平成10年 9 月 7 日まで

## 3 縦覧の場所

鉾田町役場

## ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第 4 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、  
同法附則第 5 項において準用する同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成10年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下妻市大字長塚字下丸田101番 1 の一部、102番 1、102番 2、102番 3、字大貝北103番 6、103番 8、104番 2、  
106番 2、109番 1、109番 2、109番 3、109番 5、109番 6

## 2 事業主の住所及び氏名

下妻市大字下妻丁266番地の 1

有限会社 ダイキンホーム

代表取締役 渡 辺 欣 一

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成10年 8 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市柏田町字河原代原3613番541, 同番779の一部（田宮東土地区画整理事業地区内 4 街区 4, 5）

2 事業主の住所及び氏名

牛久市牛久町3298番地 2

株式会社 ノグチ

代表取締役 野 口 綾 子

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
休日の場合は繰下発行）（金 3, 0 6 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (221) 8 1 1 1 (代)